

***専門分野を変更・追加される場合には、当該分野に関する業績の提出が必要となりますので、次の書類（新規申請書 様式3を使用すること）を申請書類と合わせてご提出下さい。**

- 1) 学術論文業績（関連学会を含む）
 - ・掲載誌の表紙ならびに論文掲載頁のコピー（または別刷）を添付して下さい。筆頭著者、共同著者いずれの場合も業績として有効となります。
- 2) 学会発表業績（関連学会を含む）
 - ・抄録集に掲載された抄録のコピーを添付して下さい。筆頭発表者、共同発表者いずれの場合も業績として有効となります。
- 3) 課題レポート
 - ・日本歯科理工学会学術講演会・地方会における特別講演・シンポジウム、あるいは DE 誌掲載論文に関するレポートを A4 サイズの用紙で作成のうえご提出下さい。

日本歯科理工学会称号認定制度施行細則（抜粋）

第3条 規則第4条の資格要件における得点は、次のように定める。過去5年間で、下記の項目における得点総計が Dental Materials Adviser では5点以上、Dental Materials Senior Adviser では15点以上とする。

- (1) 学術論文等1編につき最高5点とする。
- (2) 学会発表（関連学会を含む）1件につき最高3点とする。
- (3) 認定審査委員会が指定する課題（学会・地方会の講演あるいはDE誌の論文）に関するレポートの提出1編につき最高5点とする。
- (4) 提出書類の得点の詳細については、認定審査委員会で判定する。

***専門分野の選択基準**

研究業績を参考とした分野別の概略は下記の通りです。なお、ご自身で該当分野が特定できない場合は、委員会で判断しますので、その旨お書き添え下さい。

- (1) **歯科材料基礎**
 - ①**金属**：金属系材料の開発や基礎的研究など
 - ②**無機**：セラミックス系材料の開発や基礎的研究など
 - ③**高分子**：高分子系材料の開発や基礎的研究など
- (2) **修復治療関連器材**
 - ①**審美歯科器材**：欠損補綴、保存修復、歯列矯正、漂白、ラミネート修復などに関連する材料や治療法の開発、改良、効果や使用法の検討、臨床応用研究など
 - ②**接着・合着器材**：歯科用接着・合着器材の開発、改良、評価や臨床応用研究など
- (3) **義歯関連器材**
 - ①**義歯・メンテナンス器材**：義歯およびそのメンテナンスに関連する器材の開発、改良、評価や臨床応用研究など
 - ②**マウスガード**：マウスガード用材料と製作器材の使用法や効果の検討、臨床応用研究など

- (4) **予防歯科関連器材：**
予防用器材の開発、改良、効果や使用法の検討、臨床応用研究など
- (5) **インプラント関連器材：**
インプラント材料の基礎的研究、開発、改良、臨床応用研究など
- (6) **再生医療関連器材：**
骨補填材、GBR 膜、担体材料（スキャホールド等）、細胞材料等の再生医学、再生歯学に関する基礎および臨床研究など
- (7) **矯正治療関連器材：**
矯正用材料、矯正治療装置等の開発、改良、臨床応用研究など
- (8) **歯内治療関連器材：**
根管治療用材料や器具、仮封材、裏層・覆髄材等に関する基礎および臨床研究など
- (9) **その他の器材：**
 - ①**診療・教育用器材：**他の項目に属さない診療用器材（教育用器材を含む）、データサイエンスやデジタル化に関する開発、改良、評価などに関連する全ての研究
 - ②**歯科技工器材：**埋没材、鋳造材料、研磨材、CAD/CAM など技工関連器材の開発、改良、使用法の評価など
 - ③**レーザー：**歯科用レーザーの基礎的研究、開発、改良、臨床応用研究など
- (10) **生物学的評価：**
In vitro および動物実験による生物学的な機能や安全性評価など